

A221-2

小児療養環境特別加算

◆基準を満たす医療機関で、個室に入院した
15歳未満の小児についての加算



A221-2 小児療養環境特別加算

1日につき

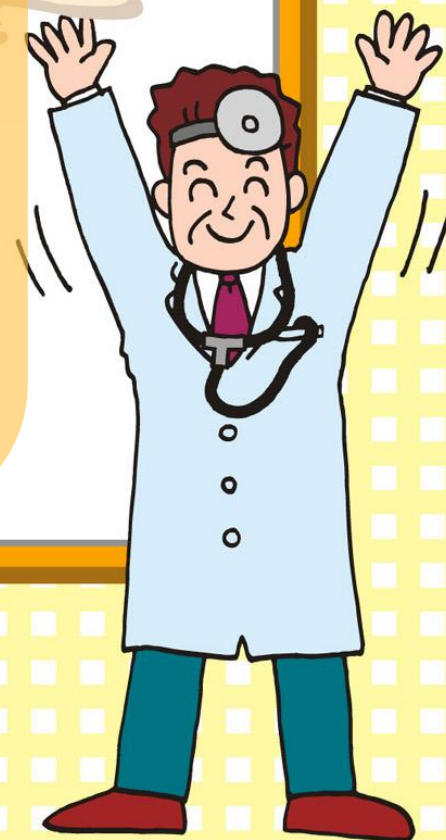
小児療養環境特別加算

300点



入院1日につき

「小児療養環境特別加算」は、
届け出た保険医療機関に・・・
対象となる15歳未満の小児について
所定点数に加算する。



▶ 施設基準 (小児療養環境特別加算)

対象となる15歳未満患者の入院管理



施設基準

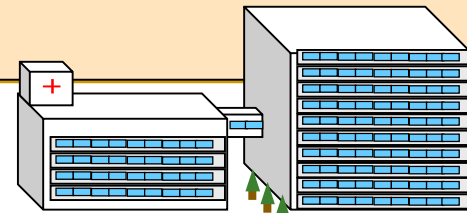
◆屋内において喫煙が禁止されていること

- ◆保険医療機関の**屋内における禁煙**の取扱いについて、基準を満たしていること。

※当該基準については、「総合入院体制加算に関する施設基準」の**禁煙**に関する要件と同様である。（届出不要）

「総合入院体制加算の**禁煙**に関する施設基準」

- ア 当該保険医療機関の屋内が禁煙である。
- イ 屋内禁煙を行っている旨を見やすい場所に掲示している。
- ウ 緩和ケア、精神等入院基本料を算定している場合、分煙でも構わない。
- エ 分煙を行う場合は、喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙が流れないことを必須とする。さらに適切な受動喫煙防止措置を講ずるように努める。



▶ 算定要件 (小児療養環境特別加算)

対象となる15歳未満患者とは？



算定要件

◆対象となる15歳未満の患者とは？

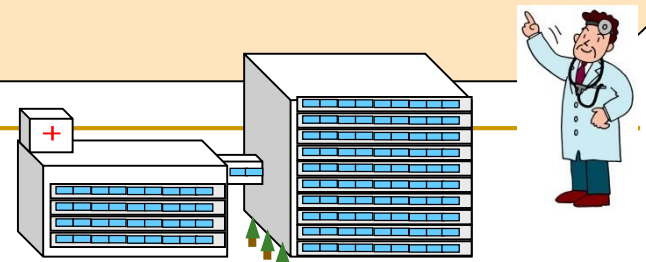
- ・ 次のいずれかの患者であって、保険医が治療上の必要から個室での管理が必要と認めたものである。

ア 麻疹等の感染症に罹患しており、他の患者への感染の危険性が高い患者

イ 易感染症により、感染症罹患の危険性が高い患者

※ 算定する場合は、ア・イのいずれかに該当する旨及びその病態の概要を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

※ 患者の管理に係る個室が特別の療養環境の提供に係る病室であっても差し支えないが、患者から特別の料金は徴収できない。



小児療養環境特別加算

- 月の途中で15歳以上になった場合でも、同月中は算定可能だよ。

- 麻疹等の「等」とは、

⇒空気感染する、

- 結核菌
- 水痘
- 帯状疱疹ウィルスなどが該当するよ。

